肱川

発行
肱川町企画調整室
電話肱川局 120
印刷　エヒメコープ印刷部

第2次林構事業

一億三千二百万円計画成る

四十九年度より四年間で実施

事業期間

≪ねらい≫

最近の林業は、都市経済の急速な発展にともない、水資源の涵養、空気の浄化、レクリエーションなど森林のもつ公益的機能がますます注目されています。しかし一方では、山村からの急激な人口流出による林業労働力の減少、木材流通構造の変化、木材代替品の進出などで現在の林業経営では、ますます苦しくなってゆきそうです。

こうした林業に対処するため肱川町では第一次林構事業の実施をはじめその他いくつかの具体的な施策を進めておりますが、林業を取りまく情勢の変化があまりにも急で、さらに強力な施策の推進が必要であるという認識にたち第二次林構事業の実施が計画され森林組合が主体となって事業が進められます。事業内容は肱川林業経営向上の基礎である林道の開設とその地区の協業推進による集約育林の団地化、これらの地域林業の振興対策事業に加え保健休養林造成など森林の公益機能を発揮させる森林総合利用事業が実施されます

実施地区と事業内容は次のとおりです。

▼高度集約団地協業経営促進事業▲

林業経営を森林所有者の協業経営として、森林組合の長期経営受託でそこに思い切った林道網によって高度な集約的な施業をモデル的に実施する事業です。

■協生団地で実施　四二名
一、林道　八〇〇m
二、基幹作業道　一、五〇〇m
三、作業道　二、〇〇〇m
四、集約育林（植林、枝打除伐）　四三ha
事業費　二、七〇〇万円

▼森林総合利用促進事業▲

景色、交通の便など保健休養林として利用できるところに風景を良くするための施業をおこなったり林間歩道、キャンプ場、休けい所など観光的施設を設け森林を総合的に利用することによって林業経営の合理化をはかる事業です。

■白石部落（御在所　三六ha）で実施
一、林道　一、〇〇〇m
一、林内作業道　一、〇〇〇m（管理車道）
一、林間歩道（山道整備）　二、〇〇〇m
一、総合案内所、広場駐車場
一、休養施設（キャンプ施設、展望、寝具等）
一、風致施設（枝打、間伐樹木園）
事業費　三、八〇〇万円

▼特殊林産（しいたけ）生産施設事業▲

林業経営における短期間の収入を確保し育林など林業生産が安心しておこなえるために椎茸生産を近代的な施設を使い協業によって行う事業です。

■協生、大平、小倉椎茸生産組合発足、施設の導入と協業生産にとりくむ（一七戸）
一、給水施設（スプリンクラー三ケ所）　三ha
一、乾燥用建物　四棟
一、乾燥機　一〇台
一、チェンソー　六台
一、軽架線、モノレール　三式
事業費　一、三四八万円

▼早期特用樹種育成林業経営促進事業▲

特用樹種を導入して短期間で高い所得をあげるためモデル的に造林を行なう事業です。

■協生育林協業組合がくぬぎ林早期育成を実施する。
一、面積五ha（協業七名）
一、下刈三回、施肥三回、芽かき一回
事業費　一四六万円

▼協業の促進事業▲

機械をつかった協業などを進めるために関連のある林道を開設し林業経営の改善をはかろうとする事業です。

一、林道開設

■予子林フクェ線開設
(イ)延長六〇〇m
(ロ)幅員　三m

二、作業道開設

■作業用機械を導入作業道年間五、〇〇〇m以上を開設する。路線などは町振興計画によって実施する。
導入機械
トラック　一台
ベルトラック　一台
ベルトローラー　一台
ベルトコンベヤー　一台
ベルトローラー　一台
ベルトローラー　一台
ベルトローラ

三月の不用犬回収日「三月十二日（火）」午前十時までに役場へ

昭和47年度 歳入・歳出決算分析図

一般会計　（単位 %）

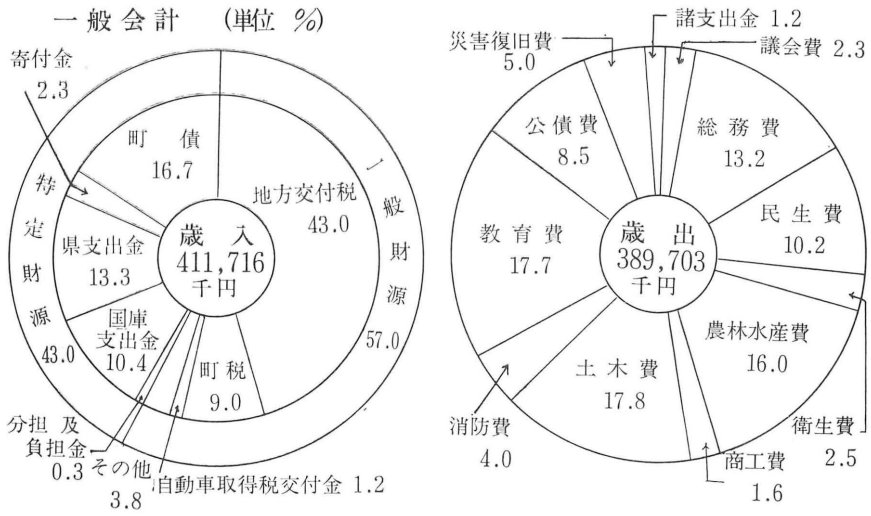

黒字は22,013千円でした（一般会計）

昭和47年度決算状況

「昭和四十七年度肱川町歳入歳出決算」は町議会第九十一回定例会において認定されました。

決算総額

一般会計と特別会計の合計は次のとおりです。

歳入、五一四、八九六千円。歳出、四八〇、三三一千円です。昭和四十六年度と比較すると歳入、一〇五、〇二一千円、歳出、九二、九〇九千円増加しています。

一般会計

歳入、四一一、七一七千円、歳出、三八九、七〇三千円で、昭和四十六年度と比較すると歳入、一〇三、九五二千円、歳出、九二、〇〇二千円増加しています。

これは伸び率にして歳入三三・八%、歳出三〇・九%となり昭和四十六年度における歳入歳出とも伸び率〇%であるのに対し大きく伸びています。

内訳（一般会計）

歳入で主なものは、地方交付税（一七六、六五七千円）、町債（六八、八〇〇千円）、国、県支出金（九九、六七三千円、消防施設の整備一二件、一二、一三七、七九二千円）、町税（三六、九四四千円）、歳出では、教育費（六九、一五五千円）、土木費（六九、二二〇千円）、農林水産費（六二、一〇〇千円）となっています。

歳出における事業をみますとやはり道路の新設、改良舗装が大きく、災害復旧事業を含め、三八件、六二、八二八千円で全体の一六・一%を占めています。

その他集会所の建築三件、三三千円、町民プール新設二〇、五一六千円等が主なものです。

実質収支

一般会計は、二二、〇一三千円（昭和四十六年度一〇、〇六三千円）、特別会計は、一二、五五二千円（昭和四十六年度一二、三九〇千円）の黒字で昭和四十八年度へ繰越しました。

昭和47年度決算総括表

会計別＼年度別		昭和47年度 歳入	歳出	差引繰越額
一般会計		411,716,581	389,703,255	22,013,326
特別会計	国保会計	64,673,275	58,888,283	5,784,992
	簡水 〃	2,729,411	2,622,511	106,900
	農共済 〃	10,704,472	6,888,226	3,816,246
	給食 〃	17,146,728	16,524,556	622,172
	歯科 〃	1,121,641	934,072	187,569
	車輌 〃	6,804,382	4,769,896	2,034,486
計		514,896,490	480,330,799	34,565,691

ふえつづける医療費

二月一日から医療費が値上げとなりました。実質一七・五%の値上げです。

たとえば、日曜日にある病院で再診を受けたとすると、これまでは再診療五〇円と時間外加算三〇円の計八〇円でした。これが再診療一五〇円と新設の休日加算一、〇〇〇円で、一、一五〇円となります。

この場合今まで八〇円の三割（二十四円）を窓口で支払えばよかったものが、一、一五〇円の三割（三四五円）を支払わなくてはならないことになります。

医療費は放っておいても毎年一〇%前後ふえています。それに加えて老人の医療費が無料になって、おとしよりのお医者さんにかかる割合も、ぐんと増しております。

医療費がふえると

国保でお医者さんにかかる場合、医療費の三割は患者が負担し、約四・五割は国が負担します。残りの二・五割は被保険者に納めていただく保険税でまかなうことになっています。

医療費がどんどんふえるとこの二・五割の保険税ではまかなうことができなくなり、保険税を値上げしなければなりません。つまり医療費がふえると保険税の値上げというかたちで、被保険者自身のところへかえってきます。

治療よりも予防を

病気になって治療を受けるより、病気にならないよう予防につとめるよう心がけましょう。

早期発見、早期治療

病気は早いうちに発見して早く治療を。

正しい治療を

体は自然の回復力が大きいのです、薬が病気を治してくれるという考えは間違っています。また、余分の薬は、体に毒であることを認識しましょう。

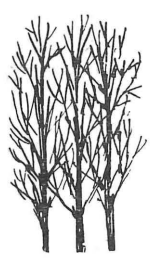

どれほどの火災がおきているか

『火の用心』簡単なことばですが、いざ実行となるとむつかしいものです。このことばは、徳川時代から伝えられているそうですが、火災はふえるばかり。世の中の移り変わりにつれて、人々の使う火もまきや・石炭から電気ガス、石油など、より効率の高い燃料を使うようになり、その種類も回数もふえてきています。

あなたのまわりを見わたしてください。たしかに使い方は便利になりましたが、その恐ろしさを忘れていませんか。

昭和三十六年中におきた県内の火災は五六三件でしたが、昭和四十五年中では八四七件にのぼり史上最悪の記録となり、昭和四十八年中では七八五件となっております。全国的に見ても火災のおきる件数は年々うなぎのぼり、昭和四十七年中には、五八、二九一件もの火災が発生し、一日当りの平均が一五九件となり十分間に一件の火災がおきたことになります。

火災のおそろしさは、千日デパートビル、大洋デパートビルの火災ニュースなどで充分ご存知のことと思いますがそれでも交通事故はど身近でないだけに、ふだんの予防の心がまえが充分ゆきとどいてないのが現状です。ここで一度、あなたの身のまわりを見わたして、火災の予防といざというときの心がまえについて、ご家族みんなで話しあってみましょう。

約半分が住宅火災

火災は特別の場合を除いて、人の不注意からおきます。だから、人の住んでいるところから火災がおきるのはあたりまえですが、昭和四十八年中に県内でおきた火災のうち四三%が住宅火災です。

どこから火災がおきているか

住宅の火災がどんなところからおきているのか調べてみますと居間、台所、押入、風呂等となり居間が比較的に多いのは暖房など、熱を出すいろんな器具を使う機会が多くなったためです。部屋じゅうをちょっと見わたしただけでも石油、電気ガスなどのストーブやホームこたつなどが目につきます。このような器具を長時間使っていますと、家財道具や衣類などが乾ききってしまいますので、タバコやマッチのような小さな火だねでも火がつきやすくなっているのです。

注意しましょう。

家庭の防火

献血をしましょう

（3月5日，6日）

血液は人間にとって、まことに命の綱であります。人間の生命が母体に宿ってから、この世に生れ、一生を終るまで、一秒たりとも休みなく体を巡って私たちの命を保持しています。

この貴重な血液は、一時に多量を失えば生命の営みは止ってしまいます。大ケガや大手術の時は、どうしても血液を補う必要があります。これが輸血ですが、この時、その血液は皆んなが行なった献血によって、まかなわれます。

しかし、元気でいるときは、誰でもそのことを他人のこととしか考えないのですが、これは大変な間違いです。

町では、次の日程で献血を受け付けますので、皆んなこぞって出かけてください。献血をすると、手帳が渡され、いざというとき優先的に血液が提供されますし、血液型がわかったり、健康診断にもなります。

献血をすることに心配な人もあるようですが、よく身体の状況をみて、大丈夫の量だけをとる訳ですから心配はいりません。

献血をする日

三月五日　午前十時～正午まで　町公民館

午後一時～二時まで　正山小学校

午後二時三十分～三時三十分まで　宇和川集会所

三月六日　午前十時～十一時まで　岩谷小学校

午後一時～二時まで　予子林小学校

午後二時三十分～三時三十分まで　大谷小学校

対象者　年令十六才からできることになっていますが町では、高校をすぎた年令、十九才以上、六十五才までとします。

＊カゼの民間療法＊

○ネギとニンニク

ネギ半分ぐらいをみじんに切って、ニンニク一きれをすりおろします。これにミソを入れて熱湯をそそぎます。

○ネギとショウガ

ネギのみじん切りにショウガをすりおろして、それにミソを加えて熱湯をそそぎます。

○ニンニクと焼酎

ニンニクのみじん切りを焼酎に入れて二～三カ月ねかせておいたものを飲みます。

○ショウガと酒

ショウガ汁を酒の中にしぼり、砂糖で飲みやすい味にして熱くして飲みます。

○ゴボウ汁

ゴボウをすりおろして熱湯をそそぎ、調味料で適当に味つけします。

○牛乳とブランデー

牛乳にブランデーを入れて熱します。

○タマゴ酒

これらはいずれも、いわば暖かくして寝るための催眠剤のようなもので、カゼのひきはじめでないと効果はありません。

青空駐車の禁止

――昨年十二月一日から――

法の改正によって、道路を車庫代りにすると罰せられることになりました。

車をおもちの方は、必ず保管する場所を確保してください。

◎道路上の同一場所に引き続き十二時間（夜間は八時間）以上駐車することはできません。違反すると、三万円以下の罰金に処せられます。

年令は「満」で

年令をいうとき、従来は、数え年によっていい表わしていましたが、正確さで問題があるため、昭和二十四年、法律によって年令は年数によって（一年に達しないときは月数）いい表わすように定められました。

いろいろの調査ものは勿論のこと、日常の会話にも年令は満でいうように心がけましょう。

一口医学

一酸化炭素中毒の応急手当

家庭のガス中毒は、都市ガスでも、練炭、炭火、石油ストーブでも、その本体はほとんど一酸化炭素中毒です。

中毒にかかっている人を発見したら、ともかく一刻も早く新鮮な空気を吸わせることが肝心。目まいや吐き気の段階だったら窓をあけ放し風通しをよくするか風通しのよい場所へそっと運んで少しでも呼吸が楽なように頭をうしろにのけぞらせ横向きに寝かせます。仰向けだと吐いたものなどが口の中にたまって呼吸をさまたげる心配があるからです。

呼吸がほとんどなければ口移しの人口呼吸を。もちろん、その間に助けを求めて至急救急車をよびます。

一酸化炭素中毒のときはからだの中の酸素が不足しているので、からだを動かせば、それだけ少い酸素を使ってしまうことになりますから、できるだけ安静に。ふろ場などで倒れていても、むりに衣服を着せたりせず、毛布をかけるなどして、体を動かさないことです。